# 厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令 （平成二十六年内閣府・厚生労働省令第三号）

国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域陽電子放射断層撮影装置使用柔軟化事業（国家戦略特別区域内の病院又は診療所の磁気共鳴画像診断装置使用室において、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十四条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素をいう。以下この条において同じ。）が投与された患者等に対する陽電子放射断層撮影装置を用いた撮影を行う事業をいう。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該事業に係る病院又は診療所の管理者に関する医療法施行規則第三十条の十四の規定の適用については、同条の表中「  
  
  
  
陽電子断層撮影診療用  
放射性同位元素の使用  
  
  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室  
  
  
  
  
  
  
」とあるのは、「  
  
  
  
陽電子断層撮影診療用  
放射性同位元素の使用  
（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影を除く。）  
  
  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室  
  
  
  
  
  
  
  
陽電子断層撮影診療用  
放射性同位元素を用いた撮影  
  
  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室  
  
  
適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で磁気共鳴画像診断装置使用室において撮影を行う場合  
  
  
  
」とする。

# 附　則

この命令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年一一月一七日内閣府・厚生労働省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三〇年二月六日内閣府・厚生労働省令第一号）

この命令は、平成三十年六月十五日から施行する。